

新潟市水道局建設工事等の入札結果等の公表に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市水道局が発注する建設工事等に関する競争入札結果等の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 この要綱により公表する対象は、次のとおりとする。

- (1) 入札に付した予定価格が、250万円を超える建設工事及び建設コンサルタント
- (2) 入札に付した後、随意契約を締結する場合の建設工事及び建設コンサルタント

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、次のとおりとする。

- (1) 工事番号又は委託番号
- (2) 工事名又は委託業務名
- (3) 工事場所又は委託場所
- (4) 工期又は委託期間
- (5) 入札日時
- (6) 入札参加者
- (7) 入札価格
- (8) 落札業者
- (9) 落札価格
- (10) 予定価格
- (11) 最低制限価格

(公表の場所及び方法等)

第4条 公表の場所及び方法については、新潟市水道局ホームページに掲載するほか、入札日から起算して3日間、総務部経理課において掲示し、掲示期間経過後は同課での閲覧によるものとする。

(公表の時期)

第5条 公表は、入札終了後速やかに行うものとする。

(公表の期間)

第6条 公表の期間は5年とする。

(その他)

第7条 この要綱による公表は、当分の間、建設工事及び建設コンサルタント委託業務を対象として実施し、原材料、物品購入等の入札結果等の公表については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。